

指定自立支援医療機関(精神通院医療)審査基準

※「指定自立支援医療機関の指定について」(平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)に準拠しています。

医療機関	共通要件	その他の要件
病院又は診療所	(1)懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること (2)患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること	主として担当する医師が次の要件を満たしている保険医療機関であること (1)当該指定自立支援医療機関に勤務している医師であること(非常勤を含む) (2)保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること (診療従事年数には、てんかんについての診療も含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含む)
薬局	(3)病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること	複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること
訪問看護ステーション	(3)病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること	- 指定訪問看護事業者(又は指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者で、療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所) - 必要な職員を配置していること(常勤換算2.5以上)